

隣保館だより

第437号

2022年 11月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088 - 2

TEL : 0973-76-2468 FAX : 0973-76-2446



野矢小学校人権の花運動 花の植え替え

よりよい花

一生懸命 花の植え替え

よりよい花になるために
土・種・根・芽・幹・支える枝

見えない所が大切

そして真心こめて接すること

人と人も同じ 真心こめて

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心無い誹謗中傷が書きこまれるなどの差別を受けている人たちがいます。これを部落差別といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決に至っていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16日に施行されました。

部落差別問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

この法律のポイントは

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が示され、部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記されました。(第1条)
- 「国民一人一人が『部落差別を解消することが重要である』という理解を深める」ことによって、部落差別のない社会を実現することを基本的な考え方としています。(第2条)
- 部落差別の解消に関して国や地方公共団体が、行うべき責務について明記されました(第3条)
- 部落差別の解消に関する相談に適切に応じる体制の充実について明記されました(第4条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されました。(第5条)
- 部落差別の解消に関する調査の必要性が明記されました。(第6条)

法律の全文は
こちらの
二次元コードから



身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害を防ぐために 「本人通知制度」に登録しましょう

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録したご本人にその事実をお知らせします。不正な手段を使い他人の住民票や戸籍を悪用する事件を防ぎ、不正請求の早期発見、不正利用防止・抑制につながります。

登録できる方

九重町に住民登録している方又は本籍を有する方

お手続き窓口

九重町役場 住民課、九重町隣保館、九重文化センター、各地区公民館の窓口で本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)をご持参のうえ、お手続き下さい。

(問い合わせ先電話番号 0973-76-3802)

玖珠九重スクールバスドライバー人権研修について

10月5日、九重町隣保館にて玖珠町、九重町でスクールバスを運転されている運転手のみなさん27人を対象に、「少しためになる人権の話」として人権研修を実施しました。内容としては①職場の人間関係が自分の幸福度と関係があることを知ってもらうこと。②仕事に対するとらえかたを変えることで、自分の感じ方や行動が変わることを体験してもらうこと。③自分の心持ちで受け取り方が全く変わることなどをテーマに、グループワークなどを交えながら和やかな雰囲気での研修となりました。



参加者の方のご意見

- ・ 普段職場で人権を意識することはないが、コミュニケーションで関係性を作るといった小さなところから始めようと思う。
- ・ 自分の心の持ちようでいろんなことへの向き合い方が違う事が解った。

出張人権研修会in川東

今年度、九重町隣保館で取り組んでいる出張人権研修会は、行政区や地域のサロンから申し込みのあったところにお邪魔して研修会を実施するものです。

10月20日には、川東行政区の組寄りにて研修会を行いました。

テーマは高齢者の人権と医療に関する人権で依頼をいただき、高齢者の人権では介護放棄（ネグレクト）、医療に関する人権ではコロナ差別について、それぞれ九重町役場健康福祉課の職員と隣保館職員がお話をさせていただきました。研修の後には参加者の方々がそれぞれの意見や体験も話してくださり、地域のみなさんが互いにいろんなことを語り合える、そんな信頼関係が垣間見える会となりました。



野上小学校 隣保館学習

10月28日、隣保館学習「差別らくがきから考える私たちの人権」を、野上小学校6年生のみなさんを対象に行いました。担任の先生が事前学習を進めてくれていたおかげで、児童のみなさんが意欲を持って隣保館学習に臨んでくれているのが伝わってきました。

この学習では、差別らくがきを題材に、自分自身の心の動きを感じるワークショップから授業を進め、差別やいじめの仕組みについて学びます。これから成長していく子どもたちにとって、インターネット上などのコミュニケーショントラブルは、常に課題になってきます。こういった問題に対応できるようになっていくためにも、人権についての正しい知識を学び続けてほしいと考えています。



お 知 ら せ

第23回いのち・愛・人権フェスティバル

テーマ：学び・気づき・広げる 人権の“わ”
～水平杜宣言100年の想い～

九重町では、1998年12月7日に九重町隣保館で差別落書きが発生し、多くの人々の心を傷つけました。「この出来事を忘れない。」そして、この時に感じた差別へ対する憤りや「もうこのようなことがあってはいけない」と、みんなで心を一つにしたあの時の気持ちを風化させないために、2000年から毎年この日に、『いのち・愛・人権フェスティバル』を開催しています。

また、12月の全国人権週間に合わせ、期間中人権パネルなどの作品展示を行います。

<人権のステージ>

■日 時：2022(令和4)年12月7日(水) 18:30開会(開場18:00より)

■場 所：九重町役場 301会議室 および 各地区公民館 大会議室(サテライト会場)

<人権のひろば>

■期 間：2022(令和4)年12月2日(金)～12月9日(金)

■場 所：九重町役場 1階 ロビー

新型コロナウイルス感染症対策として、各会場内に入場できる人数を制限させていただきます。<人権のステージ>については、参加要請した方を対象とさせていただきます。ご了承ください。

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
11月28日(月)	カラフルタイム(※日にちが変更になりました)
11月29日(火)	歌声サロン



月 日	行 事 名
12月1日(木)	ハッスルシルバース(つばき会)
12月5日(月)	生け花(九重町役場ロビーで行います。)
	編み物教室
12月6日(火)	パワーアップ教室
12月7日(水)	第23回いのち・愛・人権フェスティバル
12月8日(木)	飯田ふれあいサロン
12月13日(火)	歌声サロン
12月15日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
12月19日(月)	編み物教室
12月23日(金)	生け花教室